

平成30年度

久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市教育委員会

目 次

平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基本方針	1
(二)	入学志願手続等	1
1	志願資格	1
2	入学定員	1
3	志願高等学校	1
4	志願書類	1～2
5	志願書類等提出期間	2
6	志願書類等の受付	2
7	志願先の変更	3
8	身体に障害がある受検者等への配慮事項	3
9	その他	3
(三)	学力検査	3
1	検査教科	3
2	検査期日・時間割等	3～4
3	検査場等	4
4	検査場責任者	4
(四)	英語リスニングテスト	4
1	実施方法	4
2	実施時間割	4
3	その他	4
(五)	選抜の方法	4～5
(六)	合格者発表	5
(七)	推薦入学	5
1	対象学科等	5
2	募集人員	5
3	出願資格	5～6
4	出願の制限	6
5	推薦適任者の選考	6
6	入学志願手続	6
7	面接及び作文試験	6
8	選考	6
9	選考結果の通知	6
10	合格者発表	6
11	その他	6～7
(八)	補充募集	7
1	実施校	7
2	出願資格	7
3	出願期間	7

4	志願書類	7
5	面接	8
6	選抜の方法	8
7	合格者発表	8
(九)	その他	8
入学考査料納付金融機関名		9
様式 1	(入学願書)	11~12
様式 2	(通学区域外からの高等学校入学志願申請書)	13
様式 3 A	(志願変更届)	14
様式 3 B	(志願変更証明書)	14
様式 5	(調査書)	15
I	調査書の記入について	16~18
II	調査書の記入不備等の場合について	18
III	過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	18
様式 6 A	(評定一覧表)	19
様式 6 B	(評定分布表)	20
I	評定一覧表(様式 6 A)作成上の留意点について	21
II	評定分布表(様式 6 B)作成上の留意点について	21
III	過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて	21~22
IV	過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて	22
様式 7 A	(特別措置申請書)	23
様式 7 B	(英語リスニングテスト特別措置申請書)	24
様式推 1	(推薦入学願書)	25~26
様式補	(補充募集入学願書)	27~28

平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒特例措置実施要項

1	目的	29
2	一般学力検査の特例措置	29
3	出願期限の弾力化	30
4	その他	30
別紙様式 1	(帰国生徒特例措置適用申請書)	31
別紙様式 2	(帰国生徒特例措置適用証明書)	32
久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表		33~34
久留米市立高等学校の通学区域に関する規則		35
平成30年度久留米市立高等学校入学定員一覧表		36

平成30年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一) 基本方針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- 4 すべての学科、コースにおいて、推薦入学者選抜を行うものとする。
- 5 帰国生徒等については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

(二) 入学志願手続等

1 志願資格

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (5) 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者
- (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。

2 入学定員

各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる（36頁参照）。

3 志願高等学校

入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1校に限り志願できるものとする（35頁参照）。

4 志願書類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類

ア 入学願書

入学志願者は、入学願書（様式1 11頁・12頁に準じて志願先高等学校が作成するもの。）を提出すること。

イ 入学考査料領収証書

入学考査料として2,100円を納付した所定の領収証書を提出すること。

入学考査料は、9頁に掲げる金融機関のいずれかに納付すること。

※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、志願先の高等学校に問い合わせること。

ウ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

やむを得ない理由により通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式2 13頁）を提出すること。

(2) 中学校において作成し、志願先高等学校長等へ提出する書類

ア 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式5 15頁）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に準拠して厳正に作成し、中学校長が提出するものとする。なお、平成30年度の入学者選抜においては、平成29年度入学者選抜の調査書様式でも出願できるものとする。

イ 評定一覧表及び評定分布表

中学校においては、卒業予定者の全員について評定一覧表（様式6A 19頁）及び評定分布表（様式6B 20頁）を作成し、次の表の区分に従い、志願先高等学校及び久留米市教育委員会に提出するものとする。また、過年度中学校卒業者に係る評定一覧表及び評定分布表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」及び22頁の「Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて」によるものとする。

なお、他県からの志願者等で、評定一覧表及び評定分布表を様式6A及び様式6Bによって作成することが著しく困難である場合には、事前に志願先高等学校と協議するものとする。

評定一覧表

提出先	「氏名」欄の記入	提出期日	提出部数
志願先高等学校	当該高等学校を志願する者の氏名を記入したもの	入学願書提出のとき	1部
久留米市教育委員会 (教育部学校教育課)	卒業予定者全員の氏名を記入したもの	2月20日(火)正午まで ただし学区外からの志願者については2月26日(月)正午まで	1部

評定分布表は、評定一覧表の提出に併せて、それぞれの提出先に1部提出すること。

ウ 入学考査料納付者名簿

中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

5 志願書類等提出期間

志願書類の志願先高等学校への提出期間は、平成30年2月13日(火)から2月20日(火)の正午までとする。ただし、4の(1)のウに示す通学区域外からの高等学校入学志願に必要な書類等の提出期間は、平成30年2月2日(金)から2月26日(月)の正午までとする。

6 志願書類等の受付

高等学校長は、中学校長から提出された志願書類等を精査確認の上、受け付けること。

また、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

7 志 願 先 の 変 更

- (1) 入学志願書類提出後、志願高等学校の変更を希望する者は、平成30年2月21日（水）から2月26日（月）の正午までの間に、1回に限り他校（同一校内の変更を含む。）へ志願先を変更することができるものとする。
- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者について、中学校長は、志願変更届（様式3A 14頁）を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書（様式3B 14頁）と、さきに提出した調査書類等を受領し、それらを（1）に示した期間内に志願変更先高等学校長に提出するものとする。
ただし、久留米市立高等学校以外の県立または市立高等学校から志願先の変更をしようとする者は、新たに入学考査料を納付しなければならない。
- (3) 中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

8 身体に障害がある受検者等への配慮事項

中学校長は、身体に障害や発達障害等のため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、特別措置申請書（様式7A 23頁）を平成29年12月8日（金）までに志願予定の高等学校長に提出すること。ただし、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

なお、聴覚障害のある者が、英語リスニングテストの特別措置を受けようとする場合は（四）の3により申し出ること。

9 そ の 他

久留米商業高等学校経営科学科特別進学コースへの志願者は、入学願書提出の際、経営科学科を第2志望として、志願することができるものとする。

（三）学 力 検 査

1 検 査 教 科

国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）について福岡県立高等学校と同一期日、同一問題で行う。なお、外国語（英語）については、（四）によりリスニングテストを行うものとする。

各教科の配点は60点とする。

2 検 査 期 日 ・ 時 間 割 等

平成30年3月7日（水）

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9：30～9：40	9：40～10：30	10：30～10：45
数 学	10：45～10：50	10：50～11：40	11：40～11：55
社 会	11：55～12：00	12：00～12：50	12：50～13：50
理 科	13：50～13：55	13：55～14：45	14：45～15：00
外 国 語（英語）	15：00～15：05	15：05～16：00	

細部の諸注意については、検査場高等学校において示すものとする。

なお、学力検査当日、大雪による交通途絶等学力検査が所定の期日に実施できない場合については、後日追検査を行うことができる。

3 検査場等

(1) 検査場

検査は、志願先高等学校において行うものとする。

(2) 採点

採点は、志願先高等学校において行うものとする。

4 検査場責任者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

(四) 英語リスニングテスト

1 実施方法

各検査場ごとに録音音源により、校内放送設備を用いて一斉に行う。

2 実施時間割

外国語（英語）学力検査の時間割を次の表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限 外国語 (英語)	入室と注意	/	15:00	予鈴（学校のベル）
	リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布		15:05	
	リスニングテスト	開始時刻	15:05	学校のベル（そのあと すぐ放送を流す。）
		終了時刻	15:20	放送（リスニングテスト 終了後、引き続き筆記 テストを実施）
	筆記テスト	開始時刻		
	終了時刻	16:00	学校のベル	

3 その他

聴覚障害のある者が受検する場合には、中学校長は英語リスニングテスト特別措置申請書（様式7 B 24頁）を平成30年1月9日（火）までに、志願予定の高等学校長に提出すること。

なお、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、(二)の8に準ずるものとする。

(五) 選 抜 の 方 法

1 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。

2 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。

- 3 A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- 4 A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、可否を決定する。
 なお、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定め、選考するものとする。
- 5 過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 6 調査書の「出欠の記録」及び「健康の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。

(六) 合 格 者 発 表

平成30年3月15日(木)午前9時 志願先高等学校で行うものとする。

なお、各志願先高等学校のホームページ上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

久留米商業高等学校 <http://www.kyusho.kurume.ed.jp>

南筑高等学校 <http://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

(七) 推 薦 入 学

1 対 象 学 科 等

- (1) 久留米商業高等学校
 - (ア) 経営科学科
 - (イ) 経営科学科特別進学コース
- (2) 南筑高等学校
 - (ア) 普通科

2 募 集 人 員

- (1) 久留米商業高等学校経営科学科、経営科学科特別進学コースにあつては、その入学定員の30%程度とする。
- (2) 南筑高等学校普通科にあつては、その入学定員の30%程度とする。

3 出 願 資 格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 平成30年3月に福岡県内の中学校を卒業見込みの者又は平成30年3月に福岡県外の中学校を卒業見込みの者で、卒業後、保護者の転勤等の理由により、高校入学時(4月)までに福岡県内に居住することが確定している者(外国において学校教育における9年の過程を修了見込みの者及び文部科学大臣が中学校の課程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者を含む。)

※下線部の場合は、志願する際に、居住予定の住所を明らかにする書類等の提出が必要である。

- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること
- (3) 志願する学科、コースに対する適性及び興味・関心を有すること
- (4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること

- (5) 志願する学科，コースの教育を受けるにふさわしい学業成績であること
- (6) その他志願先高等学校長が定める出願資格を満たす者であること

4 出願の制限

出願は，1校に限るものとする。

5 推薦適任者の選考

推薦に当たっては，中学校ごとに校長を委員長とする推薦委員会を設置して，厳正，公平に選考し，適切な推薦を行うものとする。

6 入学志願手続

(1) 志願書類

- ア 推薦入学願書 (様式推1 25頁・26頁)
- イ 志願理由書 (志願先高等学校が定める様式)
- ウ 推薦書 (志願先高等学校が定める様式)
- エ 調査書 (様式5 15頁) ※ 平成29年度入学者選抜の調査書様式も可とする。

- オ 評定一覧表 (様式6A 19頁)
- カ 評定分布表 (様式6B 20頁)
- キ 入学考査料領収証書 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※ なお，福岡県領収証紙では，納付できないので，注意すること。また，平成29年7月5日からの大雨による災害，平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については，(二)の4の(1)のイによること。

ク 入学考査料納付者名簿

(2) 出願手続

中学校長は，平成30年1月29日(月)から2月2日(金)の正午までの間に，(1)の志願書類を志願先高等学校長に提出すること。

7 面接及び作文試験等

- (1) 推薦入学志願者については，志願者全員に面接及び作文を実施するものとする。
久留米商業高等学校においては，3(6)のうち，特定の部活動を志願する者に，実技試験を実施するものとする。
- (2) 面接及び作文試験等の期日，場所
 - ア 期日 平成30年2月6日(火)
 - イ 場所 志願先高等学校

8 選考

高等学校長は，中学校長から提出された書類及び面接等の結果を資料として，総合的に選考して，合格者を内定するものとする。

9 選考結果の通知

選考の結果については，平成30年2月13日(火)午前9時に，志願先高等学校長から，推薦入学選考結果通知書を中学校長に交付する。

10 合格者発表

平成30年3月15日(木)午前9時に，志願先高等学校で行う(一般入学者選抜の合格者発表と同時に)。)

なお，各志願先高等学校のホームページ(5頁に掲載)上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間，合格者番号の掲載を行う。

11 その他

推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。
この場合は、改めて入学願書等を提出しなければならない（同じ久留米市立高等学校であれば、入学査料は不要）。

推薦入学者選抜に関する日程表

月 日 (曜 日)	事 項
1月29日(月) ～ 2月 2日(金) 正午	入学願書受付 (推薦入学願書・志願理由書・推薦書・調査書・評定一覧表・ 評定分布表・入学査料領収証書・入学査料納付者名簿)
2月 6日(火)	面接及び作文試験等
2月13日(火) 午前9時	選考結果の通知
3月15日(木) 午前9時	合格者発表

(八) 補 充 募 集

1 実 施 校

- (1) 合格者発表時に、合格者の人数が10人以上入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。
- (2) 実施校については、平成30年3月15日(木)に久留米市教育委員会において発表するものとする。

2 出 願 資 格

- (1) 平成30年度の久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、同一校の同一学科、同一コース(第2志望を含む。)の再受検は認めない。
- (2) 学力検査の期日及び内容が、平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内県立又は市立高等学校の入学者選抜で定められた検査教科を受検して不合格となった者。

3 出 願 期 間

平成30年3月16日(金)から3月22日(木)の正午までとする。

4 志 願 書 類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類
 - ア 補充募集入学願書 (様式補 27頁・28頁)
 - イ 入学査料 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※ なお、福岡県領収証紙では、納付できないので、注意すること。また、平成29年7月5日からの大雨による災害、平成28年熊本地震及び東日本大震災の被災者については、(二)の4の(1)のイによること。

ウ 入学査料納付者名簿

- (2) 初回受検高等学校長から志願先高等学校長へ提出する書類
 - ア 調査書の写し
 - イ 学力検査の成績に関する証明書

5 面接

(1) 補充募集においては、志願者全員に面接を行うものとする。

(2) 面接期日

平成30年3月23日(金)

6 選抜の方法

学力検査及び面接の結果並びに調査書を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

7 合格者発表

平成30年3月27日(火)午前9時に、志願先高等学校で行うものとする。

(九) その他

1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。

2 入学願書及び受検票の用紙等は、各高等学校において、この要項に示す様式に準じて作成するものとする。

3 入学願書及び受検票等出願に必要な用紙は、志願先高等学校において配布するものとする。

4 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)第14条の規定により、久留米市教育委員会教育部総務へ開示を請求することができる(なお、請求手続には、受検票及び本人確認書類[生徒手帳など]が必要)。

ただし、本年度の学力検査に係る開示は、平成30年3月16日(金)からとする。なお、補充募集が行われる場合は、平成30年3月28日(水)からとする。

5 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可を取り消す等の措置を講ずることがある。

6 インフルエンザの罹患その他の真にやむを得ない理由により、当日に受検できない場合は追選抜を受検することができる。追選抜の受検を希望する者は、平成30年3月7日(水)の正午までに中学校長を通して志願先高等学校長にその旨申し出るものとする。

入 学 考 査 料 納 付 金 融 機 関 名

(株) 福 岡 銀 行	(本店及びすべての支店を含む。)
(株) 筑 邦 銀 行	(〃)
(株) り そ な 銀 行	(〃)
(株) 三 井 住 友 銀 行	(〃)
(株) み ず ほ 銀 行	(〃)
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	(〃)
(株) 肥 後 銀 行	(〃)
(株) 佐 賀 銀 行	(〃)
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	(〃)
(株) 親 和 銀 行	(〃)
(株) 佐 賀 共 栄 銀 行	(〃)
(株) 熊 本 銀 行	(〃)
(株) 福 岡 中 央 銀 行	(〃)
(株) 十 八 銀 行	(〃)
(株) 北 九 州 銀 行	(〃)
筑 後 信 用 金 庫	(〃)
大 川 信 用 金 庫	(〃)
福 岡 県 南 部 信 用 組 合	(〃)
と び う め 信 用 組 合	(〃)
九 州 労 働 金 庫	(〃)
久 留 米 市 農 業 協 同 組 合	(本・支店)
に じ 農 業 協 同 組 合	(〃)
福 岡 大 城 農 業 協 同 組 合	(〃)
み い 農 業 協 同 組 合	(本・支所)
三 潞 町 農 業 協 同 組 合	(〃)

受 検 票

学 科		
※受検番号	第	号
ふりがな	性 別	
氏 名		
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生
出 身 中学校名	中学校	
久留米市立	高等学校長	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;"> 志願先高等 学校長公印 </div>

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 性別の欄は男女の別を記入する。
 3 この受検票の交付をもって、入学検査料
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式1)

受付年月日	受付番号	受付者印

入 学 願 書

平成30年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

本人氏名

保護者氏名

⑩

貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。

区 分	本 人		保 護 者
ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
現 住 所			
出身中学校名	中学校		本人との 関 係
備 考	「本人との関係」欄には、例えば 父、母、叔父等と記入すること。		

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携行し、受検中は監督者に見えるように常に机の上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム・鉛筆削り
- 3 計算機能付腕時計等計算用具、その他の学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 5 検査期日
平成30年3月7日(水)
- 6 検査時間割

	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:40～10:30
2	数 学	10:50～11:40
3	社 会	12:00～12:50
4	理 科	13:55～14:45
5	外国語 (英語)	15:05～16:00

切 取 り

(様式2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書

平成30年 月 日

久留米市教育委員会教育長 殿

本人氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

下記のとおり申請します。

本人	現住所		保護者	現住所	
	出身中学校名			氏名	
	氏名		者	氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成			

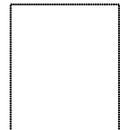
志願先高等学校 久留米市立 高等学校

理由 (具体的に記述すること。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年 月 日

中学校長 印



(注) この申請書は、他の必要書類とともに志願先高等学校長に提出すること。

(様式3A)

平成30年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

_____中学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒（卒業生）は

(受検番号第 号)

立 高等学校に志願を変更しますので、提出書類の還

付をお願いします。

..... (切 取 り)

(様式3B)

平成30年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立 高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は平成30年 月 日本校に志願変更届を提出したことを
証明します。

記

- 1 出身中学校名
- 2 志願者氏名
- 3 受 検 番 号 第 号

書 査 調 査 書

所在地
学校名

3年 組

志願校 ※受番	※志願変更後の受番	高等学校		性別	学年	月	日	出生	氏名	現住所	卒業等	欠席日数	備考	C 健康の記録	D 各教科の学習の記録	E 総合学習の時間記録	F 特別活動の記録	G 行動の記録	H 総合所見	I 居住証明	観 点 別 学 習 状 況			評 定
		1年	2年																		3年	1年	2年	
1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
国語	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力	言語についての知識・理解・技能 社会的現象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断・表現 資料活用技能 社会的現象についての知識・理解 数学への関心・意欲・態度 数学的な見方や考え方 数学的な技能 数量や図形などについての知識・理解 自然現象への関心・意欲・態度 科学的な思考・表現 観察・実験の技能 自然現象についての知識・理解 音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫 音楽表現の技能 鑑賞の能力 美術への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力 運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての知識・理解 運動の技能 生活や技術への関心・意欲・態度 生活を工夫し創造する能力 生活の技能 生活や技術についての知識・理解 コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語表現の能力 外国語理解の能力 言語や文化についての知識・理解	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	家庭	外国語(英語)	3年評定数値の合計												
志願者は2年以上本校に在学し、 市 郡 区 町 村 番 地 番 号 に2年以上引き続き住んで保護者とともに居住している。 この調査書は本校の調査書作成委員会で作成したもので事実と相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 中学校長 公印															学年活動 学校行事 健康・体力の向上 基本的な生活習慣 自主・自律 責任感 思いやり・協力 生命尊重・自然意識 公正・公平 勤労・奉仕 公共心・公德心									

I 調査書の記入について

A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、性別、生年月日、現住所を記入する。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍の生徒の記入方法については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の記入方法に準じ、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏名	(通称) 本名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。

B 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、各学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、平成29年12月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は^{ゼロ}0と記入する。
- (3) 備考欄の記入は次のとおりとする。
 - ア 欠席日数が0日から6日までの場合は空欄とする。
 - イ 欠席日数が7日から49日の場合はその中に連続7日以上のものであれば欠席の主な理由を記入し、なければ備考欄に斜線を引く。
 - ウ 欠席日数が50日以上の場合は欠席の主な理由を記入する。

C 健康の記録

- (1) 修学上留意すべき疾病及び修学上配慮すべき異常のないものについては、異常なしを○で囲み、他の欄の記入を要しない。
- (2) 疾病等の欄は、修学上留意すべき疾病がある者及び修学上配慮すべき異常がある者について記入する。
- (3) 備考欄は、健康に関する指導上、特に必要があれば記入する。

D 各教科の学習の記録

- (1) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (2) 評定欄は、第1学年及び第2学年分については、指導要録から転記する。第3学年分については、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1として記入する。

E 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点を踏まえて特記すべき事項を記入する。

F 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

G 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

(1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。

(2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見

(3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況

(4) 進路に対する意識

(5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等

(6) 趣味・特技

(7) その他進学上参考となる事項等

I 居住証明

居住証明については、記入の必要はないものとする。

その他

(1) 証明年月日、中学校名を記入し、公印を押印する。

(2) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

II 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、高等学校入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受け付けることができない。

Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

平成30年度の久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「平成24年3月以前の卒業者に係る調査書」について
「B 出欠の記録」欄から「I 居住証明」欄までの欄は空欄になること。
- 2 「D 各教科の学習の記録」について
「評定（第3学年）」欄
卒業見込みで作成した評定一覧表又は学級評定一覧表の評定値を転記すること。
※ 評定一覧表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」に留意すること。
- 3 「I 居住証明」について
居住証明については、記入の必要はないものとする。

(様式 6A)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定一覧表 第 枚中の 枚 中学校長 印

区分 番号	氏名	評 定										備考	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)	段階値の合計		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
小計											※		
小 計	評定 5 の数										a	a×5	
	評定 4 の数										b	b×4	
	評定 3 の数										c	c×3	
	評定 2 の数										d	d×2	
	評定 1 の数										e	e×1	
	計											※	

※欄の数字は一致すること。

(様式 6B)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定分布表

中学校長 印

教科		評定					計
		5	4	3	2	1	
国 語	人数 (人)						
	割合 (%)						100
社 会	人数 (人)						
	割合 (%)						100
数 学	人数 (人)						
	割合 (%)						100
理 科	人数 (人)						
	割合 (%)						100
音 楽	人数 (人)						
	割合 (%)						100
美 術	人数 (人)						
	割合 (%)						100
保 健 体 育	人数 (人)						
	割合 (%)						100
技 術 ・ 家 庭	人数 (人)						
	割合 (%)						100
(英語) 外 国 語	人数 (人)						
	割合 (%)						100

I 評定一覧表（様式6 A）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 氏名欄は、高等学校提出分については当該高等学校を志願する者について記入し、久留米市教育委員会提出分には全員について記入すること。
- 3 評定欄は、学年全員についてその評定を記入すること。学級ごと別紙となる場合等2枚以上になるときは各紙ごとの小計を記入し、最後の用紙には学年全員の合計欄を作り記入すること。
- 4 評定は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記入すること。
- 5 ※欄の数は一致するものであること。
- 6 原則として、特別支援学級に在籍する生徒についても評定一覧表に記入し、学年全員の合計に加えること。また、特別支援学級に在籍する生徒で特別支援学校（知的障がい）に準ずる教育課程を編成している場合は、その旨備考欄に記入すること。
- 7 普通学級に在籍する生徒と特別支援学級に在籍する生徒の評定一覧表を別葉（普通学級に係るものを1組、特別支援学級に係るものを1組）として作成しても差し支えないが、この場合においては、評定分布表（様式6 B）についてもそれぞれに別葉として作成すること。

なお、受検者がいない特別支援学級の評定一覧表及び評定分布表については、必ずしも提出の必要はないが、作成しておくことが望ましいものであること。

II 評定分布表（様式6 B）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 人数欄は、評定一覧表（様式6 A）におけるそれぞれの評定の数の合計値を記入すること。
- 3 割合欄は、学年全員に対する各評定ごとの割合を百分率で小数第1位まで記入する（小数第2位を四捨五入する）こと。
- 4 3の結果、割合の合計が100%にならなかった場合は、該当教科の各評定の中で一番大きい割合を占める評定の数値を調整し、割合の合計を100%にすること。また、一番大きい割合を占める評定の数値が複数ある場合は、その数値のいずれかを調整すること。

III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて

平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定一覧表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成29年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 2 平成28年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 3 平成27年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 4 平成26年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 5 平成25年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

6 平成24年3月卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から要項様式「様式6A」に転記したもの。

IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて

平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定分布表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

1 平成25年3月以降の卒業者・・・評定一覧表を基に作成した評定分布表を提出すること。

2 平成24年3月以前の卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消して提出すること。

(様式7A)

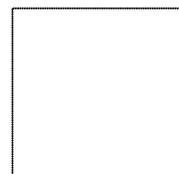
特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

中学校長 印



貴校志願予定の本校生徒（卒業生）（男・女）の障害等の状況は下記のとおりですので、受検（英語リスニングテストを除く。）に当って、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害等の 種類・程度	
中学校における生 活状況及び指導上 の配慮事項	
受検上必要と考え られる特別な配慮 事項	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、身体に障害がある等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 障害等の種類・程度欄には、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 申請書の記載内容のみでは障害等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

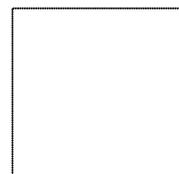
(様式7B)

英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

中学校長 印



貴校志願予定の本校生徒（卒業生）（男・女）の聴覚障害の状況は下記のとおりですので、英語リスニングテストについて、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害の種類・程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
備 考	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
ただし、補聴器の使用により、英語リスニングテストの通常の受検が可能となる者を除く。
- 2 障害の種類・程度欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること
- 4 申請書の記載内容のみでは障害程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式推1)

受付年月日		受付番号	受付者印
推薦入学願書 平成30年 月 日 久留米市立 高等学校長 殿 本人氏名 _____ 保護者氏名 _____ (印)			
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。			
区分	本人		保護者
ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	平成 年 月 日生		
現住所			
出身中学校名	中学校	本人との関係	
備考		「本人との関係」欄には、例えば父、母、叔父等と記入すること。	

取り切り

受検票

学科	第 号	
※受検番号		
ふりがな		性別
氏名		
生年月日	平成 年 月 日生	
出身中学校名	中学校	
久留米市立	高等学校長	志願先高等 学校長公印

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 性別の欄は男女の別を記入する。
 3 この受検票の交付をもって、入学検査料領収証書の受付証交付に代える。

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接、作文、実技試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接等の期日及び集合時刻

平成30年2月6日(火)

時 分

切 取 り

受 検 票

学 科		
※受検番号	第	号
ふりがな		
氏 名	性 別	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生
出 身 中学校名	中学校	
久留米市立	高等学校長	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 志願先高等 学校長公印 </div>

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。
 2 性別の欄は男女の別を記入する。
 3 この受検票の交付をもって、入学検査料
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式補)

受付年月日	受付番号	受付者印
補充募集入学願書 平成30年 月 日		
久留米市立 高等学校長 殿	本人氏名	保護者氏名
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区 分	本 人	保 護 者
ふりがな	性 別	
氏 名	年 月 日生	
生年月日	昭和 平成	
現 住 所		
出身中学校名	中学校	本人と の関係
初回受検校 (志願課程)	立 高等学校(課程)	
初回受検校で の学科(コース)(系・受検番号	科) 系 コース) 第 号	「本人との関係」欄には、例えば 父, 母, 叔父等と記入すること。

受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接期日及び集合時刻
平成30年3月23日(金)

時 分

切 取 り

平成30年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

1 目 的

この要項は、平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

2 一般学力検査の特例措置

(1) 対 象 者

ア 中国等帰国孤児子女（以下「帰国孤児子女」という。）又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入学時にすでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成23年1月1日以降に帰国若しくは入国した者

イ 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、平成29年1月1日以降に帰国した者

(2) 特例措置の内容

ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その時間割は次のとおりとする。

検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8:45 ~ 8:55	8:55 ~ 10:10	10:10 ~ 10:25
数 学	10:25 ~ 10:30	10:30 ~ 11:35	11:35 ~ 11:50
社 会	11:50 ~ 11:55	11:55 ~ 13:00	13:00 ~ 13:35
理 科	13:35 ~ 13:40	13:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:00
外国語（英語）	15:00 ~ 15:05	15:05 ~ 16:15	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の2に準じる。

イ 学力検査問題の漢字の振り仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意するものとする。

ウ 検 査 場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

(3) 申 請 手 続

ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学願書等提出の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式1 31頁）を志願先高等学校長に提出するものとする。

イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、帰国生徒等特例措置適用証明書（別紙様式2 32頁）を交付するものとする。

ウ この特例措置の適用を受ける者は、学力検査当日、上記帰国生徒等特例措置適用証明書を検査場に携行しなければならない。

3 出願期限の弾力化

高等学校長は、海外の日本人学校の卒業生等で、帰国後直ちに入学志願手続きを行おうとする者が、やむを得ない理由により出願期限に遅れたものと認められる場合には、久留米市教育委員会教育部学校教育課長と協議の上、当該出願を受け付けることができるものとする。

4 そ の 他

この要項に定めのない事項については、平成30年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式1)

帰国生徒等特例措置適用申請書

平成30年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

入学志願者氏名 (性別)

(平成 年 月 日生)

保護者氏名 ⑩

下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、平成30年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。

特例措置の区分	一般学力検査			
対象者区分	ア 帰国孤児子女又は外国人生徒 イ その他 (該当に○印)			
海外在留地名				
在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	学校名	所在地(国名・都市名)	在学学年	在学期間
			年~ 年	年 月~ 年 月
その他	(特に参考となることがあれば記入して下さい)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年 月 日

中学校長 印

(注) 1 (性別) 内には男女の別を記入すること。

2 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。

(別紙様式2)

帰国生徒等特例措置適用証明書

入学志願者氏名 _____

受 検 番 号 _____

上記の者は、平成30年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

平成30年 月 日

久留米市立

高等学校長 印

(注) この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。

久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

1 一般入学者選抜に関する日程

月 日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月 2日（金） ～ 2月26日（月） 正 午	通学区域外からの高等学校入学志願申請受付	① 通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ② 下記入学願書受付欄の①～⑤ ③ その他必要な証明書等 （転勤証明書，居住予定の住所を明らかにする書類等）
2月13日（火） ～ 2月20日（火） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 入学願書 ② 入学検査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ③ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ④ 評定一覧表及び評定分布表 ⑤ 入学検査料納付者名簿
2月21日（水） ～ 2月26日（月） 正 午	志 願 先 変 更 受 付	① はじめに志願した高等学校長へ志願変更届を提出する。 ② はじめに志願した高等学校長の志願変更証明書及び次の書類を志願変更先高等学校へ提出する。 ア 久留米市立高等学校へ提出する場合 (1) 入学願書 (2) 入学検査料領収証書 （久留米市立高等学校間の変更についてはその写し） (3) 調査書 (4) 評定一覧表及び評定分布表 (5) 入学検査料納付者名簿 イ 県立高等学校へ提出する場合 県立高等学校入学者選抜要項による。
3月7日（水）	学 力 検 査	/
3月15日（木） 午前9時	合 格 者 発 表	/

2 推薦入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
1月29日（月） ～ 2月2日（金） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 推薦入学願書 ② 志願理由書 ③ 推薦書 ④ 入学審査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ⑤ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ⑥ 評定一覧表及び評定分布表 ⑦ 入学審査料納付者名簿
2月6日（火）	面接、作文、実技試験	
2月13日（火） 午前9時	選考結果の通知	
3月15日（木） 午前9時	合 格 者 発 表	

久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年9月1日

久留米市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名 称	通 学 区 域
久留米市立久留米商業高等学校	福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校	福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足りる書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月6日から施行し、平成13年4月1日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成13年3月31日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。

平成30年度 久留米市立高等学校入学定員一覧表

名 称	課 程	学 科・コース	入学定員	修業年限
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科	160人	3年
		経営科学科 特別進学コース	80人	
南筑高等学校	全日制	普通科	240人	3年

平成30年度
久留米市立高等学校入学者選抜要項

平成29年11月2日発行

問い合わせ先 久留米市教育委員会 学校教育課 入試担当
〒830-8520 久留米市城南町15-3
電話番号 0942-30-9217
ファックス 0942-30-9719

久留米商業高等学校
〒830-0051 久留米市南一丁目1番1号
電話番号 0942-33-1285
ファックス 0942-33-1891

南筑高等学校
〒839-0851 久留米市御井町1360-5
電話番号 0942-43-1295
ファックス 0942-45-1028